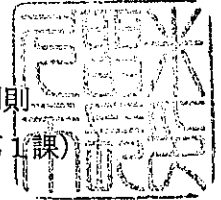




社団法人小郡三井医師会
会 長 蒲 池 壽 様

久留米市長 植原 利則
(健康福祉部生活支援第 1 課)



平素より、本市生活保護行政に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、生活保護受給者の医療扶助における後発医薬品について、これまでも関係機関のご理解とご協力の下、その使用促進に努めてきたところですが、この度、被保護者及び生活保護指定調剤薬局に対し、下記の要領で具体的に使用促進に取り組んで行くことといたしました。

つきましては、本市の取り組みについて、各指定医療機関様へ周知を行い、後発医薬品の使用促進に係るさらなるご理解とご協力を賜りたいと考えておりますので、貴医師会におかれましても何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 後発医薬品使用促進に係る本市の取り組み

- (1) 市内の生活保護指定医療機関へ「別紙 1 (案)」により、次の (2) (3) の本市取り組みについてご承知いただき、被保護者に対する後発医薬品の使用促進にご理解ご協力をお願いします。
- (2) 被保護世帯及び被保護者に対し「別紙 2 (案)」及び「ジェネリック医薬品希望カード」を配布し、後発医薬品への理解と使用を促します。
- (3) 市内の生活保護指定調剤薬局に対し「別紙 3 (案)」を配布し、処方箋を持参した被保護者に対し、後発医薬品への理解を求めた上で一旦服用を促していただきます。

※ 後発医薬品の使用促進については、医師が後発医薬品への変更不可としている場合及び薬局に在庫がない場合については取り組みの対象外とし、医療機関や調剤薬局及び被保護者へその使用を強制するものではありません。

2 その他

ご不明な点、ご意見等について、後日担当より連絡させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

お問合せ先

久留米市役所生活支援第 1 課 業務チーム 田中、小山

TEL 0942-30-9023 E-mail hogo@city.kurume.fukuoka.jp

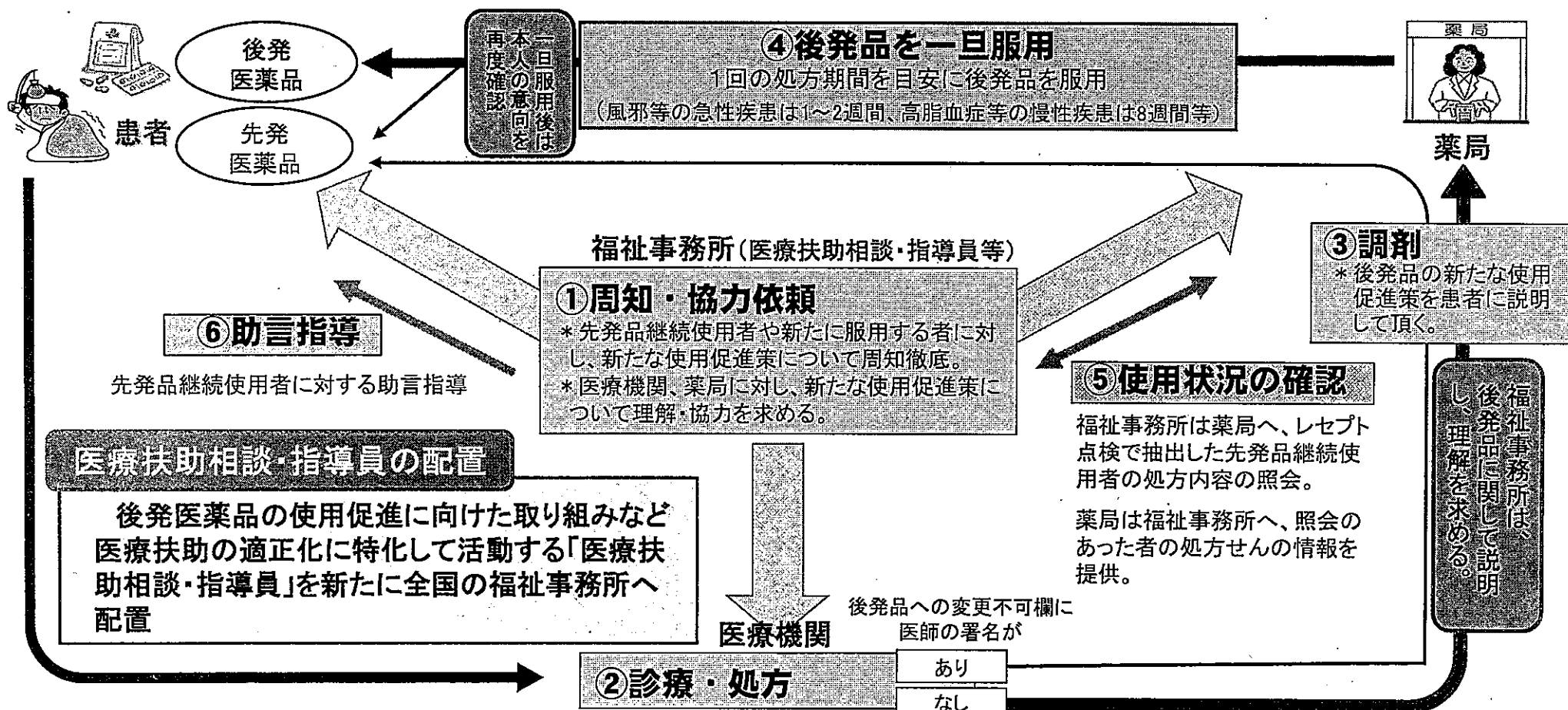
生活保護制度の見直し—医療扶助の適正化②—

【「生活支援戦略」中間まとめ(抜粋)】

○生活保護の見直し

◆当面の対応

電子レセプトを活用した重点的な点検指導やセカンド・オピニオン(検診命令)の活用、後発品の使用促進等による医療扶助の適正化



(案)

24 支援 1 第 号
平成 24 年 月 日

生活保護指定医療機関 各位

久留米市福祉事務所長 徳 永 龍 一
(健康福祉部 生活支援第 1 課)

生活保護法の医療扶助における後発医薬品使用促進に関する取り組みに
ついて (協力依頼)

時下、貴職におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素より、本市生活保護行政に格別のご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、医療扶助における後発医薬品使用促進について下記の取り組みを行うことといたしました。

指定医療機関の皆様におかれましては、本取り組みに対して何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

・後発医薬品の使用促進に関する取り組み

別紙パンフレットを指定調剤薬局及び生活保護受給者に配布し、「後発医薬品の一旦服用」の協力をお願いしますので、貴医療機関におかれましてもご理解とご協力をお願いします。

ただし、医師が後発医薬品への変更を不可としている場合及び薬局に在庫がない場合については本取り組みの対象としないことを申し添えます。

問合せ先 久留米市福祉事務所
生活支援第 1 課業務チーム
田中真・小山 Tel30-9023

いやくひん

ジェネリック医薬品とは？

くすり

Q. どんなお薬なの？

いやくひん

こうはついやくひん

よ

ジェネリック医薬品は、後発医薬品とも呼ばれ、

せんぱついやくひん

しんやく

とっきよ

き

あと

先発医薬品（新薬）の特許が切れた後につくられ

くすり

た薬です。

き

め

あんぜんせい

だいじょうぶ

Q. 効き目や安全性は大丈夫？

いやくひん

せんぱついやくひん

おな

せいぶん

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ成分

おなりよう

ふく

くすり

げんせい

しんさ

つか

を同じ量含む薬で、厳正に審査したものが使わ

れています。

いやくひん

せんぱついやくひん

ひんしつ

ジェネリック医薬品と先発医薬品は、品質や

き め あんぜんせい どうとう

効き目、安全性が同等です。

つか

Q. みんな使っているの？

せんぱついやくひん

ていかかく

いりよう しつ

先発医薬品よりも低価格なため、医療の質を

お

いりようひ

さくげん

落とすことなく、医療費の削減につながります。

おうべい

はばひろ

つか

にほん

このため、欧米では幅広く使われていて、日本

ぎょうせい

いりようほけん

くにぜんたい

ふきゆうそくしん

でも、行政や医療保険など国全体で普及促進に

とく

取り組んでいます。

いやくひん

ジェネリック医薬品について

ふあん

わからないことや不安なことが

ふくし じ む しょ

あるときは、福祉事務所や

いし

やくざいし

そうだん

医師または薬剤師に相談

しましょう。

【福祉事務所の連絡先】

いやくひん

ジェネリック医薬品について

～生活保護を受給している皆さまへ～

いったん
使ってみませんか？

〇 〇 市



厚生労働省

生活保護を受給している皆さまにジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしています。

ジェネリック医薬品を一旦、服用
してみてください。

ジェネリック医薬品の品質や効き目、
安全性は、これまでのお薬と同等です

国全体でジェネリック医薬品の普及に
取り組んでいます

生活保護では、ジェネリック医薬品を
一旦、服用して頂くことを基本にしてい
ます

薬局で、ジェネリック医薬品の説明を
受けましたら、一旦、服用してみてください

ジェネリック医薬品をあまり服用
されていない場合に、事情をお伺い
することがあります。

福祉事務所では、ジェネリック医薬品
の服用状況を確認しています

ジェネリック医薬品を服用していない方
には、事情をお伺いすることがあります

服用に不安がある方は、福祉事務所
や医師または薬剤師にご相談ください

ジェネリック医薬品を一旦、服用
した後も続けてみてください。

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後
に、薬局や福祉事務所から、継続して服
用することの説明やご意向の確認を受け
ることがあります

ジェネリック医薬品を一旦、服用した後
に、これまでのお薬に戻すことはできま
すが、ジェネリック医薬品は、品質や効き
目、安全性はこれまでのお薬と同等です
ので、特に変更する必要がなければ続
けて服用してみてください

生活保護を受給している皆さまにおか
れましても、ジェネリック医薬品の普及促
進にご理解・ご協力をお願いします

生活保護法の指定を受けている薬局の方へ

生活保護におけるジェネリック医薬品（後発医薬品） の使用促進について御協力のお願い

- 国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいる中、平成24年4月より、生活保護における後発医薬品の新たな使用促進策を実施します。
- 具体的には、ジェネリック医薬品の効能・安全性及び国全体で使用促進している状況等について理解を求めた上で、ジェネリック医薬品を一旦服用することを促し、服用終了時に再度、本人の意向を確認し、更なる使用促進を図ることにしています。
- 生活保護を受けている方が、処方せんを持参し、調剤を受けに来ましたら、別添のリーフレットを使用しながら下記について説明し、ジェネリック医薬品を一旦服用して頂くよう促してください。 ※別添のリーフレットは生活保護受給者にも配布しています。

- ① ジェネリック医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であること。
- ② 医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体でジェネリック医薬品の普及に取り組んでいること。
- ③ 生活保護では、本人の同意のもとで、ジェネリック医薬品を一旦、服用して頂くことをお願いしていること。
 ※ 一旦服用する期間は、1回の処方期間を目安。
 ※ 処方医がジェネリック医薬品への変更を不可としている場合は、本取組の対象外。
- ④ ジェネリック医薬品を一旦服用した後に、本人の意向により元に戻すことは可能であること。

- また、ジェネリック医薬品を一旦服用したことがある生活保護を受けている方が、調剤を受けに来ましたら、ジェネリック医薬品を変更する特段の理由がなければ、継続して服用して頂くよう促してください。
- 福祉事務所では、ジェネリック医薬品をあまり服用していない方に、事情をお伺いすることになっています。使用状況を確認するために、福祉事務所から薬局へ処方せんの情報提供（写しの提出）をお願いすることがありますので、御承知おきください。
- 生活保護のジェネリック医薬品の普及促進にご理解・ご協力をよろしくお願いします。

【照会先】 ○○市△△部局課◇◇係（○○－○○○○）